

PPP/PFI推進アクションプラン (令和 2 年改定版)

令和 2 年 8 月 4 日

PPP/PFI検討会



内閣府民間資金等活用事業推進室

1. PPP/PFI推進アクションプランとは
2. 令和2年改定のポイント
(参考) 骨太方針2020・成長戦略
フォローアップ
3. 令和2年改定のポイント詳細

PPP/PFI推進アクションプランとは

＜策定の趣旨＞

- 極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、多様なPPP/PFIを推進することが重要である。
- このため、**平成25年度から令和4年度までの10年間で21兆円**の事業規模を達成することを目標とするとともに、**コンセッション等について重点分野の設定や、PPP/PFI推進に向けた取組を進めるための実行計画**として「PPP/PFI推進アクションプラン」を策定（PFI法に基づく民間資金等活用事業推進会議にて決定）。
- 毎年の重点分野の進捗や課題解決に向けた取組方針の更新・フォローアップ等を踏まえてアップデートを行っている。

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版) <改定のポイント>

(令和2年7月17日決定)

- ① 公共施設等運営権者が実施できる業務の範囲等の明確化
 - ・ 公共施設等運営事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施できる業務の範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、PFI法の改正を含めて検討を行う。
- ② キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入
 - ・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う。
- ③ BOT税制の特例措置の拡充
 - ・ 機動的な施設改修など創意工夫が発揮しやすいBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。
- ④ 地方公共団体が要するアドバイザー費用等に対するより適切な支援
 - ・ PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、交付金による適切な支援、支援分野の拡大等、地方公共団体の取り組みが加速するようなインセンティブについて検討を行う。
- ⑤ 資格等の整備に係る検討
 - ・ 地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を活用し、PPP/PFIの経験のない地方公共団体等を支援する仕組み等を検討する。
- ⑥ 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進
 - ・ 地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的な活動を支援する。
- ⑦ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用
 - ・ 機構の資金供給機能、コンサルティング機能を積極的に活用し、地域のPPP/PFI事業の大幅な掘り起こしを進める。また、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め検討を行う。
- ⑧ 集中取組方針
 - ・ 公共施設等の運営における官民連携を推進するため、空港、水道、下水道等の各分野の目標設定等について、所要の改定を行う。

「経済財政運営と改革の基本方針2020(骨太方針)」

(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて

5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革

(2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進

(略)

社会資本整備については、デジタル化・スマート化を原則とした、抜本的な生産性向上や予防保全の高度化・効率化による長寿命化、集約等を通じた公的ストックの適正化を図る。また、受益者負担や適切な維持管理の観点から、財源対策等について検討を行う。公共施設の整備・運営に当たっては、PPP／PFIなどの官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れる。その上で、公共事業の効率化等を図り、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取り組みを進める。

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地域社会づくり、安全・安心の確保

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

⑤ 公共サービスにおける民間活用

あらゆる分野において民間資金・ノウハウを積極活用し、コンセッションなど多様なPPP／PFIを推進する※。特に、コンセッション事業者が、事業に密接に関連する建設・改修についても実施できることを明確化するための法制度の整備を行うとともに、初期財政負担支援、資格制度整備、官民対話の促進など地方自治体の取組が加速するようなインセンティブを強化する。

⑥ 持続可能な地方自治体の実現等

(略) 民間知見の取込みのため、性能発注推進、PFI推進及びデータの地方自治体をまたいだ活用を推進する。

※「PPP／PFI推進アクションプラン(令和2年改定版)」(令和2年7月17日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づく。

「成長戦略フォローアップ」

(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)

6. 個別分野の取組

iv. 次世代インフラ

② PPP/PFI手法の導入加速

「PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版)」(令和2年7月17日民間資金等活用事業推進会議決定)のコンセッション重点分野(空港、上下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設、公営水力発電及び工業用水道)の数値目標達成に向けた取組を推進する。

また、利用料金の生じないインフラにおけるアベイラビリティペイメント方式について、長期に渡って維持管理と改築更新をセットにし、成果・性能に基づいて契約することなど当該方式の定義と、活用方法を記載したガイドラインを策定する。また、当該方式の活用を検討する国の機関及び地方自治体を募り、2022年度までに10件以上の可能性調査を実施し、案件形成を進める。

ア) コンセッション重点分野及び樹木採取権制度の取組推進

- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律について、事業者がより効率的な運営ができるようコンセッション(公共施設等の運営)事業者が施設の「維持管理」に限らず、当該事業に密接に関連する「建設」、「製造」、「改修」を実施することが可能である旨を明確化する。このため、2021年の通常国会に改正法案の提出を図る。
- ・全国で計画されているスタジアムやアリーナ施設の整備や改築について、案件として実現させることを目指して、公共施設等運営権制度の活用手法や国による支援手法を検討する。
- ・公共施設等運営権制度の活用案件において生じた民間ならではの創意工夫を整理し、活用に興味を持つ自治体に対して提供等を行う。

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版) <改定のポイント>

(令和2年7月17日決定)

- ① 公共施設等運営権者が実施できる業務の範囲等の明確化
 - ・ 公共施設等運営事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施できる業務の範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、PFI法の改正を含めて検討を行う。
- ② キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入
 - ・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う。
- ③ BOT税制の特例措置の拡充
 - ・ 機動的な施設改修など創意工夫が発揮しやすいBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。
- ④ 地方公共団体が要するアドバイザー費用等に対するより適切な支援
 - ・ PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、交付金による適切な支援、支援分野の拡大等、地方公共団体の取り組みが加速するようなインセンティブについて検討を行う。
- ⑤ 資格等の整備に係る検討
 - ・ 地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を活用し、PPP/PFIの経験のない地方公共団体等を支援する仕組み等を検討する。
- ⑥ 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進
 - ・ 地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的な活動を支援する。
- ⑦ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用
 - ・ 機構の資金供給機能、コンサルティング機能を積極的に活用し、地域のPPP/PFI事業の大幅な掘り起こしを進める。また、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め検討を行う。
- ⑧ 集中取組方針
 - ・ 公共施設等の運営における官民連携を推進するため、空港、水道、下水道等の各分野の目標設定等について、所要の改定を行う。

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版) <改定のポイント>

(令和2年7月17日決定)

- ① 公共施設等運営権者が実施できる業務の範囲等の明確化
 - ・ 公共施設等運営事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施できる業務の範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、PFI法の改正を含めて検討を行う。
- ② キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入
 - ・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う。
- ③ BOT税制の特例措置の拡充
 - ・ 機動的な施設改修など創意工夫が発揮しやすいBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。
- ④ 地方公共団体が要するアドバイザー費用等に対するより適切な支援
 - ・ PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、交付金による適切な支援、支援分野の拡大等、地方公共団体の取り組みが加速するようなインセンティブについて検討を行う。
- ⑤ 資格等の整備に係る検討
 - ・ 地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を活用し、PPP/PFIの経験のない地方公共団体等を支援する仕組み等を検討する。
- ⑥ 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進
 - ・ 地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的な活動を支援する。
- ⑦ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用
 - ・ 機構の資金供給機能、コンサルティング機能を積極的に活用し、地域のPPP/PFI事業の大幅な掘り起こしを進める。また、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め検討を行う。
- ⑧ 集中取組方針
 - ・ 公共施設等の運営における官民連携を推進するため、空港、水道、下水道等の各分野の目標設定等について、所要の改定を行う。

運営権者が実施できる範囲等に関する課題

現状・背景

- PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）では、「コンセッション事業を含むPFI事業を採用した事例が積み重なる中で顕在化してきた課題（運営権者が実施できる建築の範囲等に関する課題、（略））を整理し、制度的対応の必要性を検討したうえで、必要な措置を講ずる。」とされている。
- 公共施設等運営事業の範囲
利用料金を徴収する公共施設等について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）を行い、利用料金を自らの収入として収受するもの（PFI法第2条第6項）
⇒ 運営事業は「建設」「製造」「改修」を含まないが、運営事業者が一体的に「建設」「製造」「改修」を行うことにより、より効率的・効果的な運営がなされる可能性がある。
- 公共施設等運営事業における業務の範囲の定義
運営権ガイドラインでは、運営権に含まれる「維持管理」と運営権に含まれない「建設」及び「改修」は以下の通り記載されている。
「維持管理」： いわゆる新設や施設等を全面除却し再整備するものを除く
資本的支出又は修繕（いわゆる増築や大規模修繕も含む。）
「建設」及び「改修」： 新たな施設を作り出すこと、いわゆる新設工事及び施設等を
全面除却し再整備するもの
⇒ 具体的にどのような業務が「維持管理」に含まれるかは、管理者等が個別に判断すべきとされており、「維持管理」として許される建築の範囲について問い合わせがある。

運営権者が実施できる範囲で建設を行った事例等

・ 既存事例

分野	空港	空港	下水道	ガス	MICE
案件	関西国際空港及び大阪国際空港 特定空港運営事業	仙台空港特定運営事業等／福岡空港特定運営事業等	浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業	大津市ガス特定運営事業等	愛知県国際展示場コンセッション
事業開始時期	2016年4月	2016年7月/2019年4月	2018年4月	2019年4月	2019年8月
運営権設定対象施設	<u>滑走路・航空灯火・駐車場・ターミナルビル等</u>	<u>滑走路・航空灯火・駐車場等</u>	<u>西遠浄化センター、浜名中継ポンプ場、阿蔵中継ポンプ場</u>	大津市が所有し管理する <u>ガス事業施設の総体</u>	<u>大規模展示場、駐車場、多目的利用地等</u>
実施契約上、運営権者が実施可能とされている更新投資（維持管理）の範囲	滑走路・ターミナルビル等の原状回復、航空灯火の部分的補修、滑走路等の延長、ターミナルビルの拡張等	滑走路等の原状回復、航空灯火の部分的補修、滑走路等の延長	所定の耐用年数と機能を新たに確保するために行う設備の全部又は一部の取換え等	ガス導管の緊急修繕、LPガス供給設備の緊急修繕業務	要求水準を充足する限り、老朽化及び劣化等の防止・修復を超えるグレードアップ等の更新投資が可能
実施契約上、運営権者が実施できないとされているもの	「建設」＝滑走路の新設及びそれに伴う				

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版) <改定のポイント>

(令和2年7月17日決定)

- ① 公共施設等運営権者が実施できる業務の範囲等の明確化
 - ・ 公共施設等運営事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施できる業務の範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、PFI法の改正を含めて検討を行う。
- ② キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入
 - ・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う。
- ③ BOT税制の特例措置の拡充
 - ・ 機動的な施設改修など創意工夫が発揮しやすいBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。
- ④ 地方公共団体が要するアドバイザー費用等に対するより適切な支援
 - ・ PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、交付金による適切な支援、支援分野の拡大等、地方公共団体の取り組みが加速するようなインセンティブについて検討を行う。
- ⑤ 資格等の整備に係る検討
 - ・ 地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を活用し、PPP/PFIの経験のない地方公共団体等を支援する仕組み等を検討する。
- ⑥ 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進
 - ・ 地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的な活動を支援する。
- ⑦ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用
 - ・ 機構の資金供給機能、コンサルティング機能を積極的に活用し、地域のPPP/PFI事業の大幅な掘り起こしを進める。また、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め

【改定のポイント②関連】

道路維持管理における包括的民間委託の事例

府中市道路等包括管理事業（北西地区）【事業主体：東京都府中市】

<概要>

- 契約先： 岩井・府中植木・日東建設共同企業体
- 事業期間： **平成30年4月～平成33年3月（3年間）**
- 契約金額： 包括委託型業務 97,200,000円（税込）
（年間） 単価契約型業務 補修・更新業務 13,780,688円（税込）／ケヤキ剪定等業務 25,995,718円（税込）
- 備考： ・包括委託型業務と単価契約型業務は別々の契約だが一体で発注
 - ・ **包括委託型業務…**
PFI法等に基づかない包括的民間委託契約／性能発注・債務負担行為の設定による予算措置
契約金額は要求水準未達による減額措置により変動
 - ・ 単価契約型業務…
仕様発注（国の許可を要する業務等、性能発注が困難なもの）
自治法に基づく長期継続契約（毎年度、業務量に応じて契約金額を変動）
 - ・ 1期目終了後の平成28年度4月～平成30年3月は直営

<業務内容>

○対象インフラ（約755ha）

- 道路： 舗装・構造物等、橋梁（道路橋・歩道橋）
立体横断施設（ペDESTリア

海外におけるアベイラビリティ・ペイメントの事例

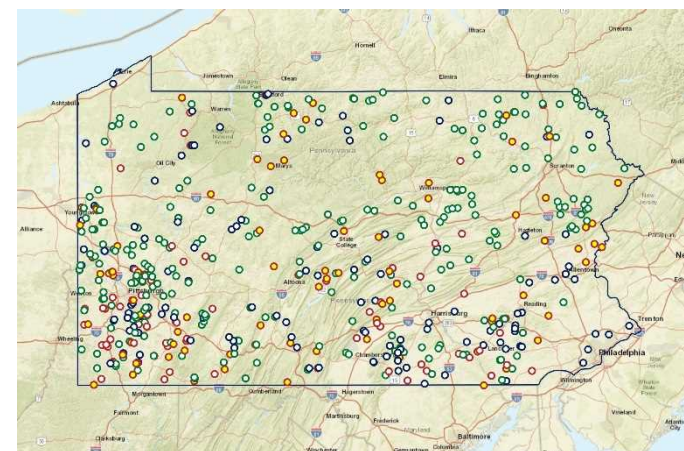
橋梁迅速置換プロジェクト（米ペンシルベニア州）（出典：米国政府運輸省）

<概要>

- 3年間で558基の橋梁の架け替えを実施する事業。架け替えに関する設計・建設・資金調達・保守を民間事業者が実施する。通行料は無料で、事業者は業績に応じてマイルストーン・ペイメント、アベイラビリティ・ペイメントを支払う。
- 多数の大きさや特徴が似た橋梁の修復事業をひとつにまとめてロットを大きくすることにより、様々な企業が参加できる規模の案件化に成功したほか、設計・建設業務と既成建材の利用を実現し、効率化と迅速化、コスト削減を図った。

○基礎情報

- ・ 当事者
公共側：Pennsylvania Department of Transportation (Penn DOT)
民間側：Plenary Walsh Keystone Partners
- ・ 総事業費：1,119 million US\$
- ・ 事業方式：DBFM（設計・建設・資金調達・管理）方式
- ・ 契約期間：28年（2015年契約、建設3年+管理25年）
- ・ 背景
ペンシルベニア州では3,500近くの修復が必要な橋梁がある一方、財源不足を理由に対策が進んでいなかったことから、民間の資金・ノウハウを活用するPPP手法で整備したもの。



（出典）Penn DOT, P3 Rapid Bridge Replacement Project Map

○アベイラビリティ・ペイメント方式の特徴と効果

- ・ 契約締結時に、モビリゼーション・ペイメント（支度金）として1,500万ドルを支払い、業務開始許可の1年後から半年に一度、6分割にてマイルストーン・ペイメント（最大2億1,000万ドル）を支払う。設計・建設部分については実費が支払われるが、基準違反と交通非稼働時間に基づき減額がなされる。
- ・ 一方、アベイラビリティ・ペイメントとしては、全体のうち50基の建設が完成した時点で一時金として3,580万ドルが支払われるほか、完成した橋梁の数や減額要因などを考慮しつつ、毎月分割で約6,000万ドル／年が支払われる。
- ・ 同プロジェクトの影響から、後に同州ノースハンプトン郡で33基の橋梁修復DBFM（建設4年+管理10年）も立ち上げられた。

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版) <改定のポイント>

(令和2年7月17日決定)

- ① 公共施設等運営権者が実施できる業務の範囲等の明確化
 - ・ 公共施設等運営事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施できる業務の範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、PFI法の改正を含めて検討を行う。
- ② キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入
 - ・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う。
- ③ **BOT税制の特例措置の拡充**
 - ・ 機動的な施設改修など創意工夫が発揮しやすいBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。
- ④ 地方公共団体が要するアドバイザー費用等に対するより適切な支援
 - ・ PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、交付金による適切な支援、支援分野の拡大等、地方公共団体の取り組みが加速するようなインセンティブについて検討を行う。
- ⑤ 資格等の整備に係る検討
 - ・ 地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を活用し、PPP/PFIの経験のない地方公共団体等を支援する仕組み等を検討する。
- ⑥ 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進
 - ・ 地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的な活動を支援する。
- ⑦ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用
 - ・ 機構の資金供給機能、コンサルティング機能を積極的に活用し、地域のPPP/PFI事業の大幅な掘り起こしを進める。また、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め検討を行う。
- ⑧ 集中取組方針
 - ・ 公共施設等の運営における官民連携を推進するため、空港、水道、下水道等の各分野の目標設定等について、所要の改定を行う。

【改定のポイント③関連】

BOT税制の特例措置について

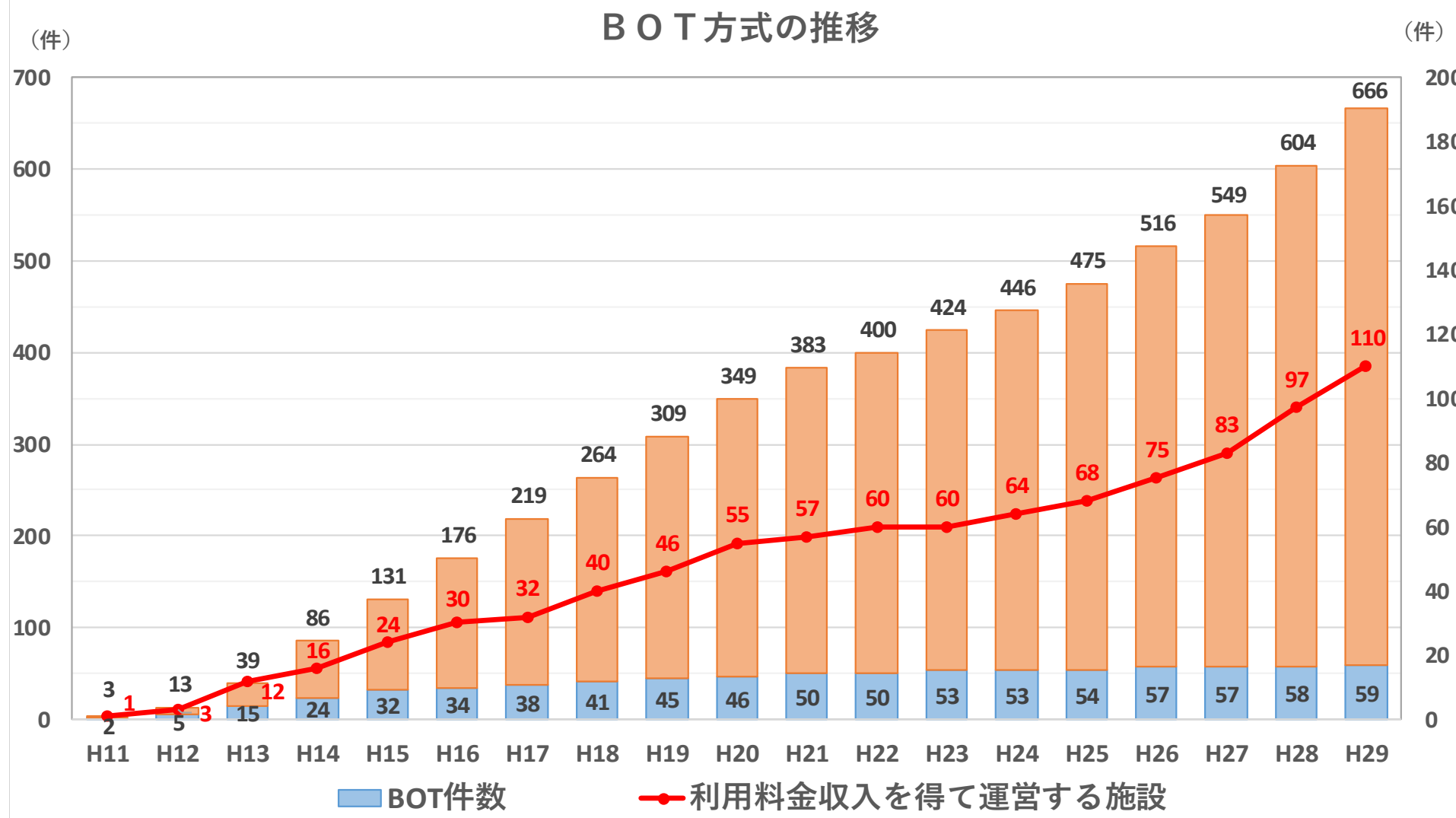
BTO方式：Build-Transfer-Operate

BOT方式：Build-Operate-Transfer

現状・背景

- ▶ 民間事業者が公共施設等を建設、管理運営し、事業期間終了後に施設等の所有権を公共に移転するBOT方式は、創意工夫が発揮しやすいとともに、施設所有に係るリスクが軽減されるなどのメリットがあることから、**庁舎、給食センター、公立学校など主に公共からのサービス購入料で運営する施設に限り**、H17年から**課税標準の2分の1の特例**が認められている。
- ▶ しかし、BOT方式の事業数はあまり伸びておらず、**BOT方式は直近5年で5件の増加**（PFI事業全体では直近5年で件数は約200件増加）にとどまっている。
- ▶ 民間事業者へのヒアリングによれば、
 - ・ 課税標準を2分の1にする特例では、あまり効果がない
 - ・ 現在は非収益施設に限定されているため、対象施設が絞られてしまう
- ▶ **BOT方式は市民ホールや会議場、体育館、福祉施設などの利用料金収入を得て運営する施設において柔軟に施設を改修できるなどの効果があるにもかかわらず、これらの施設の直近5年での増加件数が約40件のうち、BOT方式による整備は0件**である。これは、税制の特例措置の対象から外れていることも主な要因と考えられる。

PFI事業におけるBOT方式の推移



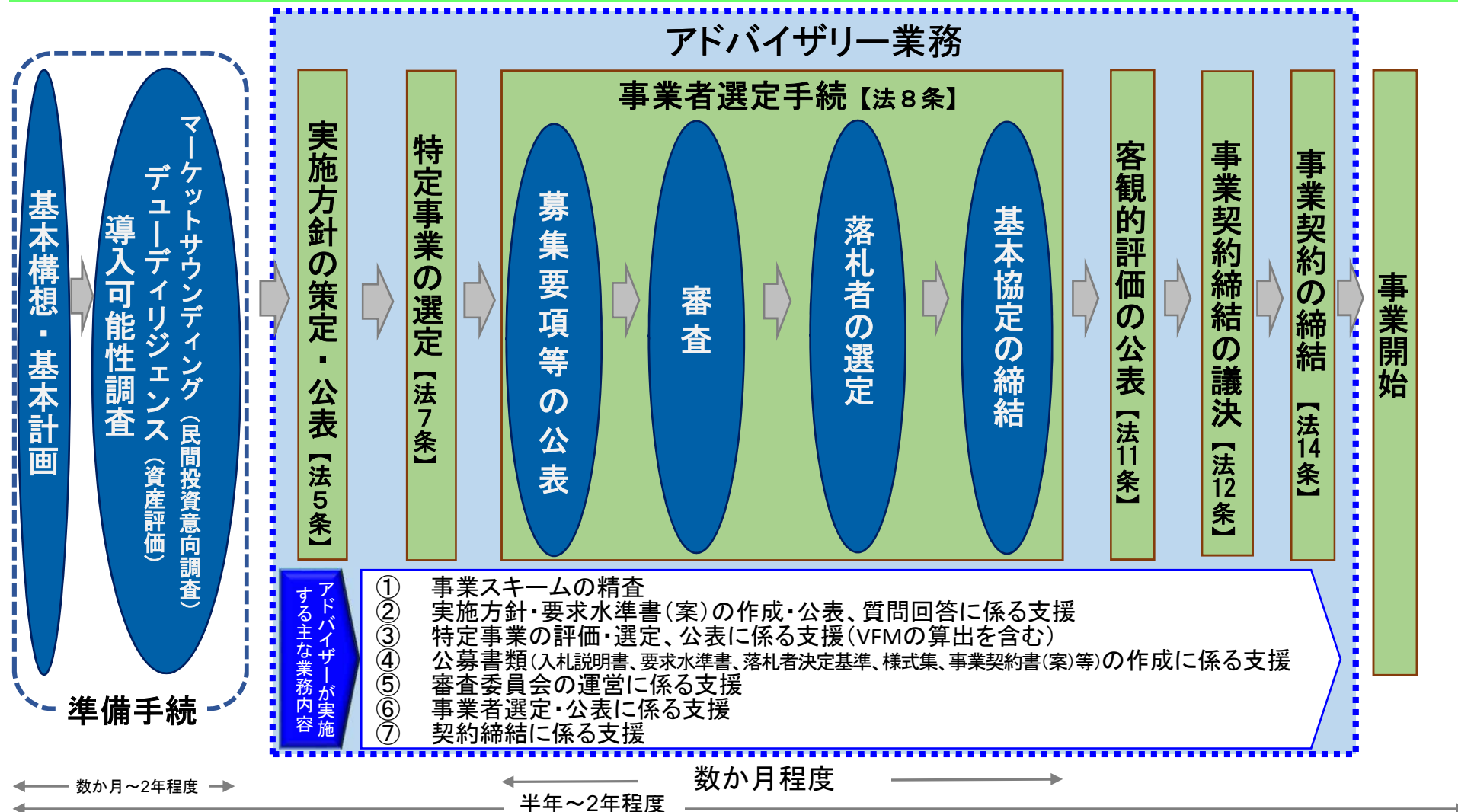
- 実施方針公表件数666件のうち、59件でBOT方式によるPFI事業を実施（H30年3月末現在）
- 利用料金収入を得て運営する施設※は増加（H29：110件）しているにも関わらず、BOT方式はPFI事業全体の約1割にとどまっている。※文化施設、スポーツ施設、複合施設、観光施設、MICE施設など

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版) <改定のポイント>

(令和2年7月17日決定)

- ① 公共施設等運営権者が実施できる業務の範囲等の明確化
 - ・ 公共施設等運営事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施できる業務の範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、PFI法の改正を含めて検討を行う。
- ② キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入
 - ・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う。
- ③ BOT税制の特例措置の拡充
 - ・ 機動的な施設改修など創意工夫が発揮しやすいBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。
- ④ **地方公共団体が要するアドバイザー費用等に対するより適切な支援**
 - ・ PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、交付金による適切な支援、支援分野の拡大等、地方公共団体の取り組みが加速するようなインセンティブについて検討を行う。
- ⑤ 資格等の整備に係る検討
 - ・ 地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を活用し、PPP/PFIの経験のない地方公共団体等を支援する仕組み等を検討する。
- ⑥ 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進
 - ・ 地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的な活動を支援する。
- ⑦ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用
 - ・ 機構の資金供給機能、コンサルティング機能を積極的に活用し、地域のPPP/PFI事業の大幅な掘り起こしを進める。また、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め検討を行う。
- ⑧ 集中取組方針
 - ・ 公共施設等の運営における官民連携を推進するため、空港、水道、下水道等の各分野の目標設定等について、所要の改定を行う。

アドバイザー業務の概要



- アドバイザー経費は、事業規模、事業分野によって異なるが、例えば、一般的なサービス購入型等のP F I事業の場合、約20,000千円～30,000千円の事例が見られる。
例） A 町新庁舎整備事業 P F I アドバイザー業務委託：約27,500千円 [税込]
B 市総合体育館 P F I アドバイザー業務委託：約30,000千円 [税込]

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版) <改定のポイント>

(令和2年7月17日決定)

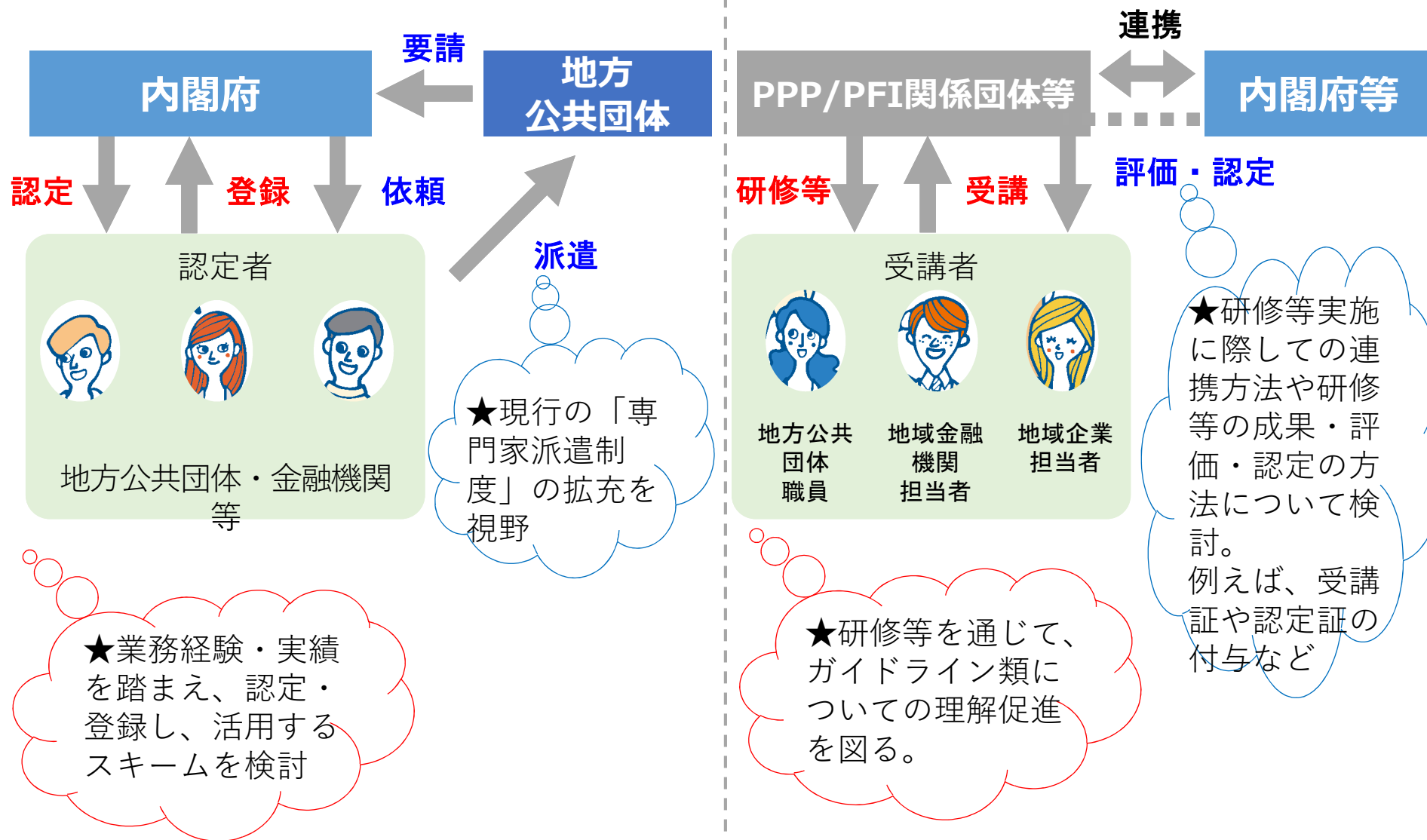
- ① 公共施設等運営権者が実施できる業務の範囲等の明確化
 - ・ 公共施設等運営事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施できる業務の範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、PFI法の改正を含めて検討を行う。
- ② キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入
 - ・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う。
- ③ BOT税制の特例措置の拡充
 - ・ 機動的な施設改修など創意工夫が発揮しやすいBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。
- ④ 地方公共団体が要するアドバイザー費用等に対するより適切な支援
 - ・ PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、交付金による適切な支援、支援分野の拡大等、地方公共団体の取り組みが加速するようなインセンティブについて検討を行う。
- ⑤ 資格等の整備に係る検討
 - ・ 地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を活用し、PPP/PFIの経験のない地方公共団体等を支援する仕組み等を検討する。
- ⑥ 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進
 - ・ 地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的な活動を支援する。
- ⑦ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用
 - ・ 機構の資金供給機能、コンサルティング機能を積極的に活用し、地域のPPP/PFI事業の大幅な掘り起こしを進める。また、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め検討を行う。
- ⑧ 集中取組方針
 - ・ 公共施設等の運営における官民連携を推進するため、空港、水道、下水道等の各分野の目標設定等について、所要の改定を行う。

【改定のポイント⑤関連】

資格等の整備のイメージ

■実績評価・認定及び認定者の活用＜イメージ＞

■基礎的な知見を持つ職員の養成＜イメージ＞



PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版) <改定のポイント>

(令和2年7月17日決定)

- ① 公共施設等運営権者が実施できる業務の範囲等の明確化
 - ・ 公共施設等運営事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施できる業務の範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、PFI法の改正を含めて検討を行う。
- ② キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入
 - ・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う。
- ③ BOT税制の特例措置の拡充
 - ・ 機動的な施設改修など創意工夫が発揮しやすいBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。
- ④ 地方公共団体が要するアドバイザー費用等に対するより適切な支援
 - ・ PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、交付金による適切な支援、支援分野の拡大等、地方公共団体の取り組みが加速するようなインセンティブについて検討を行う。
- ⑤ 資格等の整備に係る検討
 - ・ 地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を活用し、PPP/PFIの経験のない地方公共団体等を支援する仕組み等を検討する。
- ⑥ **地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進**
 - ・ 地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的な活動を支援する。
- ⑦ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用
 - ・ 機構の資金供給機能、コンサルティング機能を積極的に活用し、地域のPPP/PFI事業の大幅な掘り起こしを進める。また、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め検討を行う。
- ⑧ 集中取組方針
 - ・ 公共施設等の運営における官民連携を推進するため、空港、水道、下水道等の各分野の目標設定等について、所要の改定を行う。

【改定のポイント⑥関連】

官民の対話促進等のための地域プラットフォームの拡充

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

協定内容

協定プラットフォーム 【地域の産官学金が結集】

- PPP/PFI事業のノウハウの普及
- 地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の促進
- 地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の促進

- 職員等の講師派遣
- セミナー等の広報支援
- プラットフォームを通じたPPP/PFI事業に関する企画、構想の事業化支援
- 所管省庁への支援照会 等

協定

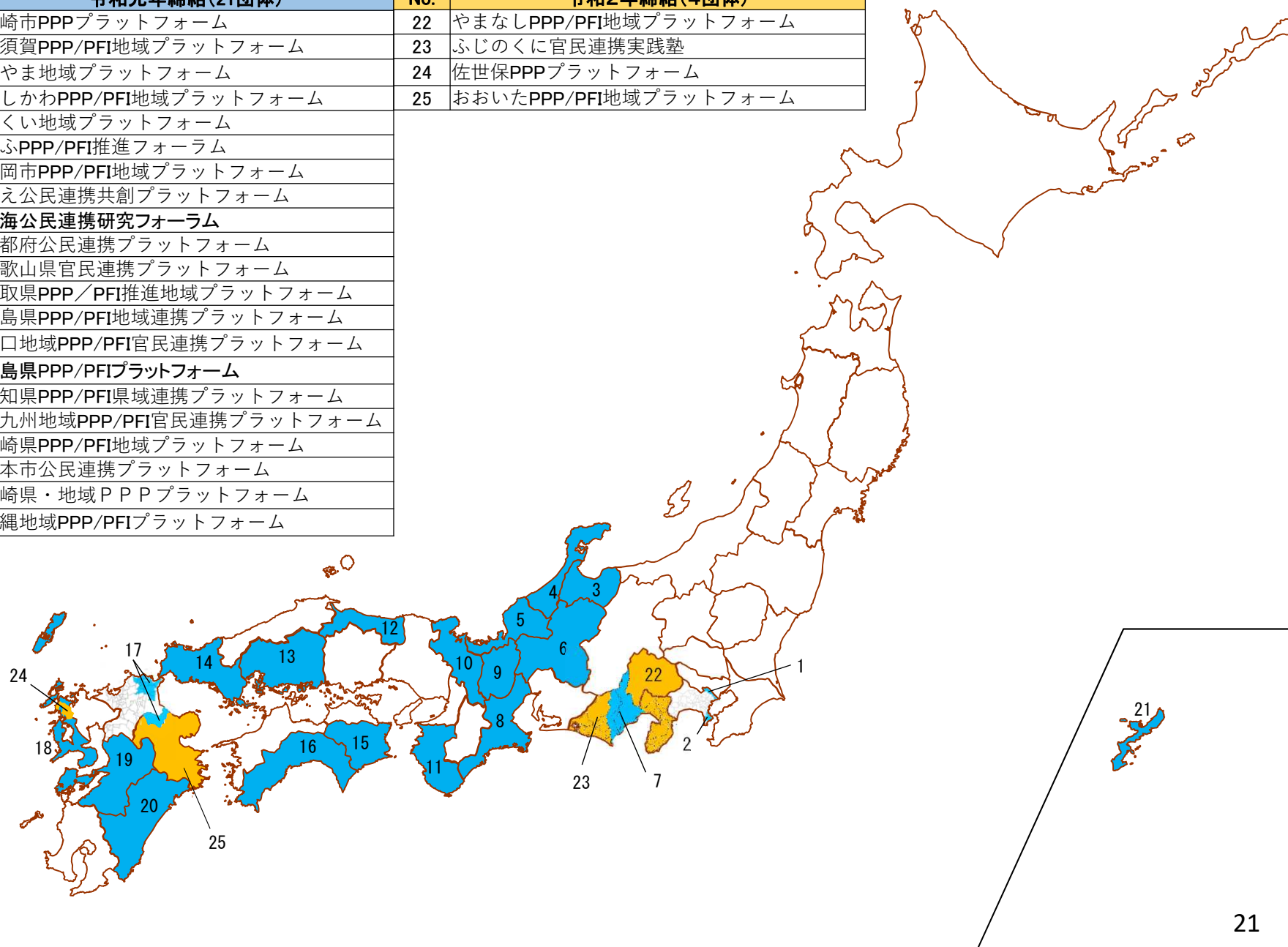
内閣府

国土交通省

▶令和元年、2年に協定先の募集を行い、現在計25の地域プラットフォームと協定を締結

協定プラットフォーム一覧

No.	令和元年締結(21団体)	No.	令和2年締結(4団体)
1	川崎市PPPプラットフォーム	22	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム	23	ふじのくに官民連携実践塾
3	とやま地域プラットフォーム	24	佐世保PPPプラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	25	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム		
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム		
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム		
8	みえ公民連携共創プラットフォーム		
9	淡海公民連携研究フォーラム		
10	京都府公民連携プラットフォーム		
11	和歌山県官民連携プラットフォーム		
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム		
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム		
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム		
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム		
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム		
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム		
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム		
19	熊本市公民連携プラットフォーム		
20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム		
21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム		



PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版) <改定のポイント>

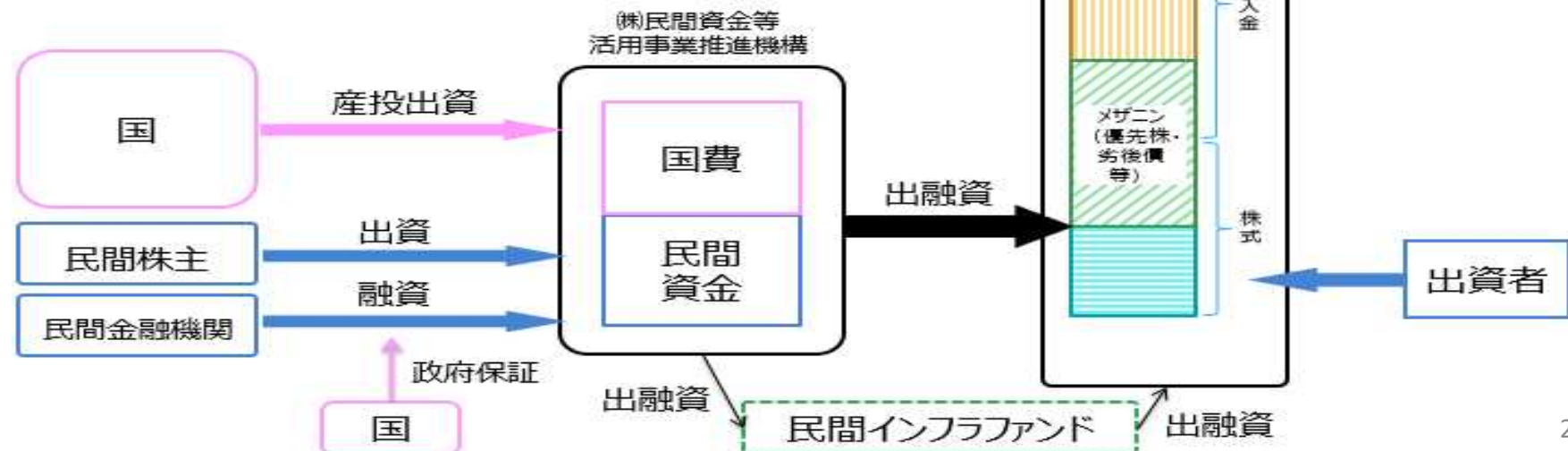
(令和2年7月17日決定)

- ① 公共施設等運営権者が実施できる業務の範囲等の明確化
 - ・ 公共施設等運営事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施できる業務の範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、PFI法の改正を含めて検討を行う。
- ② キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入
 - ・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う。
- ③ BOT税制の特例措置の拡充
 - ・ 機動的な施設改修など創意工夫が発揮しやすいBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。
- ④ 地方公共団体が要するアドバイザー費用等に対するより適切な支援
 - ・ PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、交付金による適切な支援、支援分野の拡大等、地方公共団体の取り組みが加速するようなインセンティブについて検討を行う。
- ⑤ 資格等の整備に係る検討
 - ・ 地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を活用し、PPP/PFIの経験のない地方公共団体等を支援する仕組み等を検討する。
- ⑥ 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進
 - ・ 地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的な活動を支援する。
- ⑦ **株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用**
 - ・ 機構の資金供給機能、コンサルティング機能を積極的に活用し、地域のPPP/PFI事業の大幅な掘り起こしを進める。また、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め検討を行う。
- ⑧ 集中取組方針
 - ・ 公共施設等の運営における官民連携を推進するため、空港、水道、下水道等の各分野の目標設定等について、所要の改定を行う。

民間資金等活用事業推進機構について

P F I 推進機構は、内閣総理大臣が定める支援基準に従い、P F I 事業（ただし、事業に要する費用の全部又は一部を利用者の支払う料金で回収するものに限る。）に対する**出融資（優先株・劣後債の取得等）**や**案件形成のためのコンサルティング**を実施。

所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル8階
設立	平成25年（2013年）10月7日（平成25年P F I 法改正により設立）
存続期間	機構は2027年度末までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。（PFI法56条2項）
資本金	100億円（出資金額：政府100億円、民間100億円） ※出資金額200億円のうち、100億円は資本準備金に計上
代表取締役会長	渡 文明
代表取締役社長	半田 容章
役員数	24名（平成31年3月末時点）
支援決定件数	33件（平成31年3月末時点）
支援決定金額	641億円（平成31年3月末時点）



支援決定案件一覧①

No.	支援対象事業	公共施設等の種類	公共施設等管理者
1	女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業	排水処理施設	女川町(宮城県)
2	秋山川浄化センター再生可能エネルギー発電事業	発電施設(下水処理場)	佐野市(栃木県)
3	箱島湧水発電事業	発電施設	東吾妻町(群馬県)
4	八木駅南市有地活用事業	庁舎・観光施設	橿原市(奈良県)
5	岡崎市こども発達センター等整備運営事業	福祉施設	岡崎市(愛知県)
6	海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業	水族館	国土交通省
7	筑波大学グローバルレジデンス整備事業	学生寮	国立大学法人筑波大学
8	川西市低炭素型複合施設整備に伴うPFI事業	文化会館・公民館・福祉施設	川西市(兵庫県)
9	野々市中央地区整備事業	図書館・公民館	野々市市(石川県)
10	関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等	空港	新関西国際空港㈱
11	函南「道の駅・川の駅」PFI事業	道の駅	函南町(静岡県)
12	民間船舶の運航・管理事業	輸送船舶	防衛省
13	福岡市総合体育館整備運営事業	体育館	福岡市(福岡県)
14	福岡市美術館リニューアル事業	美術館	福岡市(福岡県)
15	名古屋市北名古屋工場(仮称)整備運営事業	廃棄物処理施設	名古屋市(愛知県)
16	仙台空港特定運営事業等	空港	国土交通省
17	福岡市科学館特定事業	科学館	福岡市(福岡県)
18	愛知県有料道路運営等事業	有料道路	愛知県
19	新市民会館整備運営事業(東大阪市)	市民会館・文化会館	東大阪市(大阪府)
20	(仮)新富士見市民温水プール整備・運営事業	プール	大津市(滋賀県)

出典：令和2年4月10日 民間資金等活用事業推進委員会 第22回計画部会 資料2（民間資金等活用事業推進機構作成）

支援決定案件一覧②

No.	支援対象事業	公共施設等の種類	公共施設等管理者
21	袋井市総合体育館整備及び運営事業	体育館	袋井市(静岡県)
22	むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業	道の駅・公営住宅	睦沢町(千葉県)
23	帯広市新総合体育館整備運営事業	体育館	帯広市(北海道)
24	丸の内インフラストラクチャー投資事業有限責任組合	—	—
25	総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業	体育館・プール	栃木県
26	横浜文化体育館再整備事業	体育館・アリーナ	横浜市(神奈川県)
27	大阪大学グローバルビレッジ施設整備運営事業	学生寮・教職員宿舎	国立大学法人大阪大学
28	大阪大学箕面新キャンパス学寮施設整備運営事業	学生寮	国立大学法人大阪大学
29	福岡空港特定運営事業等	空港	国土交通省
30	(仮称)お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業	観光施設	宇治市(京都府)
31	須崎市公共下水道施設等運営事業	下水道施設	須崎市(高知県)
32	大阪第6地方合同庁舎(仮称)整備等事業	庁舎	国土交通省
33	高松空港特定運営事業等	空港	国土交通省
34	横浜地方合同庁舎(仮称)整備等事業	庁舎	国土交通省及び財務省
35	熊本空港特定運営事業等	空港	国土交通省
36	北海道内国管理4空港特定運営事業等	空港	国土交通省
37	旭川空港運営事業等	空港	旭川市(北海道)
38	帯広空港運営事業等	空港	帯広市(北海道)
39	女満別空港特定運営事業等	空港	北海道

出典：令和2年4月10日 民間資金等活用事業推進委員会 第22回計画部会 資料2（民間資金等活用事業推進機構作成）

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版) <改定のポイント>

(令和2年7月17日決定)

- ① 公共施設等運営権者が実施できる業務の範囲等の明確化
 - ・ 公共施設等運営事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施できる業務の範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、PFI法の改正を含めて検討を行う。
- ② キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入
 - ・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う。
- ③ BOT税制の特例措置の拡充
 - ・ 機動的な施設改修など創意工夫が発揮しやすいBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。
- ④ 地方公共団体が要するアドバイザー費用等に対するより適切な支援
 - ・ PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、交付金による適切な支援、支援分野の拡大等、地方公共団体の取り組みが加速するようなインセンティブについて検討を行う。
- ⑤ 資格等の整備に係る検討
 - ・ 地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を活用し、PPP/PFIの経験のない地方公共団体等を支援する仕組み等を検討する。
- ⑥ 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進
 - ・ 地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的な活動を支援する。
- ⑦ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用
 - ・ 機構の資金供給機能、コンサルティング機能を積極的に活用し、地域のPPP/PFI事業の大幅な掘り起こしを進める。また、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め検討を行う。
- ⑧ **集中取組方針**
 - ・ 公共施設等の運営における官民連携を推進するため、空港、水道、下水道等の各分野の目標設定等について、所要の改定を行う。

【改定のポイント⑧関連】 コンセッション事業の主な進捗状況

令和2年4月9日時点

空 港

但馬空港

平成27年1月から
運営事業を実施中。

南紀白浜空港

平成31年4月から
運営事業を実施中。

仙台空港

平成28年7月から
運営事業を実施中。

福岡空港

平成31年4月から
運営事業を実施中。

関西国際空港
大阪国際空港

平成28年4月から
運営事業を実施中。

静岡空港

平成31年4月から
運営事業を実施中。

神戸空港

平成30年4月から
運営事業を実施中。

熊本空港

令和2年4月から
運営事業を実施中。

高松空港

平成30年4月から
運営事業を実施中。

北海道内7空港

令和2年1月から7空港一
体のビル経営を実施。
6月以降順次、空港運営
事業を開始予定。

鳥取空港

平成30年7月から
運営事業を実施中。

広島空港

令和3年4月頃の事業
開始に向け、令和元年
6月に募集要項を公表。

水 道

宮城県

上工下水一体にて、令和元年12月に実施方針に関する条例を制定、
令和2年3月に募集要項を公表、令和4年4月に事業開始予定。

大阪市

管路コンセッションについて、令和2年3月に実施方針に関する条例
を制定、令和4年4月に事業開始予定。

伊豆の国市
(静岡県)

令和元年度にマーケットサウンディングを実施。

下水道

静岡県浜松市

平成30年4月から運営事業を実施中。

高知県須崎市

令和2年4月から運営事業を実施中。

宮城県

上工下水一体にて、令和元年12月に実施方針に関する条例を制定、
令和2年3月に募集要項を公表、令和4年4月に事業開始予定。

道 路

愛知県道路公社

平成28年10月から運営事業を実施中。

文教施設

旧奈良監獄

令和元年11月から一部の運営事業(史料館運営事業)を実施中。

有明アリーナ

令和3年6月の運営開始に向け、令和元年7月に実施契約を締結。

大阪中之島美術館

令和3年度の運営開始に向け、令和2年4月に実施契約を締結。

クルーズ船向け旅客ターミナル施設

博多港

令和元年度にマーケットサウンディングを実施。

MICE施設

横浜みなとみらい
国際コンベンションセンター

令和2年の事業開始に向け、平成29年3月に実施契約を締結。

愛知県国際展示場

令和元年8月から運営事業を実施中。

福岡市ウォーター
フロント地区

令和元年度にマーケットサウンディングを実施。

沖縄コンベンションセン
ターおよび万国津梁館

令和元年度にマーケットサウンディングおよび一部
デュエディリジェンスを実施。

公営水力発電

鳥取県

令和2年3月に優先交渉権者を選定。

工業用水道

熊本県

令和元年12月に募集要項
を公表。

大阪市

令和2年3月に実施方
針に関する条例を制定。

鳥取県

平成30年度にデュ
エディリジェンスを実施。

香川県三豊市

平成30年度にデュ
エディリジェンスを実施。

宮城県

上工下水一体にて、令和元年12月に実施方針に関する条例を制定、
令和2年3月に募集要項を公表、令和4年4月に事業開始予定。

その他の施設

福岡県田川市
(芸術起業支援施設)

平成29年10月から
運営事業を実施中。

福岡県田川市
(駅舎)

平成31年4月から
運営事業を実施中。

滋賀県大津市
(ガス)

平成31年4月から
運営事業を実施中。

岡山県津山市
(町家群)

令和2年7月の事業開始
に向け、令和2年1月に
実施契約を締結。

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版) 集中取組方針[重点分野と目標] 抜粋**③下水道**

- 平成26年度から平成29年度までの集中強化期間中の数値目標6件は達成。
ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は3件であるため、引き続き重点分野とし、6件の実施方針の策定完了までの目標期間を令和3年度末までとする。＜国土交通省＞
 - ・ 先行案件の着実な事業実施（浜松市・須崎市）及び事業開始（宮城県）をすすめるとともに、案件形成についても支援する。（H28～）
 - ・ ブロック単位等の地方において、意見交換会等を行い、国職員等を派遣する。（H29～）
 - ・ 下水道分野におけるコンセッション事業の案件形成を行うため、首長等へのトップセールスを実施する。（H29～）
 - ・ 実施状況について四半期ごとにフォローアップを行う。（H28～）

下水道コンセッション事業

静岡県浜松市

平成30年4月から運営事業を実施中。

高知県須崎市

令和2年4月から運営事業を実施中。

宮城県

上工下水一体にて、令和元年12月に実施方針に関する条例を制定、令和2年3月に募集要項を公表、令和4年4月に事業開始予定。

事業規模集計(平成25～30年度)

PPP/PFI推進アクションプランにおける 事業規模目標(H25～R4年度:10年間)		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	計 (H25～30年度)
類型Ⅰ コンセッション事業	7兆円(目標)	－円	0兆円	5.1兆円	0.5兆円	0.2兆円	3.0兆円	8.8兆円
類型Ⅱ 収益型事業	5兆円(目標)	0.4兆円	0.3兆円	0.9兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.9兆円	4.1兆円
類型Ⅲ 公的不動産利活用事業	4兆円(目標)	0.3兆円	0.3兆円	0.3兆円	0.5兆円	0.7兆円	0.4兆円	2.4兆円
類型Ⅳ その他PPP/PFI事業 (サービス購入型PFI事業等)	5兆円(目標)	0.6兆円	0.5兆円	0.5兆円	0.6兆円	0.7兆円	0.9兆円	3.8兆円
合 計	21兆円(目標)	1.3兆円	1.0兆円	6.7兆円	2.4兆円	2.3兆円	5.2兆円	19.1兆円

- 当該年度に契約締結した事業から見込まれる民間事業者の契約期間中の売上を一括計上(契約期間は10年を超えるものを含む)。
- 平成30年度の事業規模は5.2兆円となった。類型Ⅰは8件(福岡空港、大津市ガス、沖縄科学技術大学院大学宿舎、鳥取空港、田川伊田駅舎施設、南紀白浜空港、静岡空港、愛知県国際展示場)の契約が締結され、3.0兆円となった。

背景

- 公共施設等運営事業(コンセッション)の実績が着実に増加する中、物価変動の利用料金への転嫁について分野横断的な留意事項を定めるとともに、二段階で行われる事業者選定審査における留意事項を定める等の必要があることから、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」の一部を改正するとともに、「民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)」の施行に伴い、「契約に関するガイドライン」について所要の改正を行うもの。

改正の概要

公共施設等運営権及び公共施設等運営事業ガイドラインの一部改正

物価変動の利用料金への転嫁における留意事項

- 効率化努力等の及ばない急激な物価変動が生じた場合、利用料金への転嫁を可能とする仕組みを定めておくこと
- 物価変動の利用料金への転嫁について、計算式等の一例を提示。事業分野毎のガイドライン等も参考にすること
等

想定外の災害リスクの増大等によるリスク分担等の見直し

- 想定外の災害リスクの増大や著しい事業環境の変化等により当初のリスク分担が著しく不適切になった場合には、リスク分担等の見直しに関する協議を行うのが望ましいこと

二段階審査における留意事項

- 各審査段階における審査主体、審査項目、審査基準等をあらかじめ公表すること
- 第一段階と第二段階の間に、第二段階での提案書の検討に必要な情報を追加で開示すること
- 第一段階での提案項目や提案書の様式については、応募者の過度な負担にならないようにすること
等

契約に関するガイドラインの一部改正

- ガイドライン中、民法の規定(請負・損害賠償・債権譲渡)を引用している箇所について、民法の規定の改正に伴い所要の改正を行う。

ご清聴ありがとうございました